(二)　特定地域づくり事業協同組合は、この法律及び労働者派遣法その他の労働に関する法令を遵守するとともに、(一)による労働者派遣事業の適正な実施に努めなければならないこととした。（第一八条第三項関係）

8　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

◇令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一七一号）（内閣府本府）

1　令和元年一〇月一一日から同月一四日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害についての災害の期間を令和元年一〇月一一日から同月二六日までの間に改正することとした。

2　当該激甚災害に対し、土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助等を適用することとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七二号）（財務省）

1　令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一〇〇円の貨幣、五〇〇円の貨幣、一、〇〇〇円の貨幣及び一万円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、一〇〇円の貨幣は七、八九八万枚に改めることとし、五〇〇円の貨幣は八〇〇万二、〇〇〇枚とすることとし、一、〇〇〇円の貨幣は一三一万二、〇〇〇枚に改めることとし、一万円の貨幣は一二万三、〇〇〇枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣のうち独立行政法人造幣局が販売するものの販売価格を、一、〇〇〇円の貨幣で九種類の形式につきそれぞれ一枚を容器に組み入れたものにあっては、当該貨幣の価額七万九、一七三円に消費税を加えた八万七、〇九〇円、三種類の形式につきそれぞれ一枚を容器に組み入れたものにあっては、当該貨幣の価額二万六、三九一円に消費税を加えた二万九、〇三〇円、一万円の貨幣で三種類の形式、一、〇〇〇円の貨幣で一二種類の形式、五〇〇円の貨幣で二種類の形式及び一〇〇円の貨幣で二〇種類の形式につきそれぞれ一枚を容器に組み入れたものにあっては、当該貨幣の価額六二万七、二七三円に消費税を加えた六九万円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七三号）（農林水産省）

1　外国人の漁業等の許可に係る入漁料の額は許可を受けた外国人が当該許可に基づき採捕することができる水産動植物の数量に入漁料単価を乗じて得た額とするとともに、入漁料を減免することができる場合を定めることとした。（第五条関係）

2　外国人の試験研究等のための水産動植物の採捕の承認等に係る手数料の額を九、六〇〇円とするとともに、手数料を減免することができる場合等を定めることとした。（第六条関係）

3　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一七四号）（厚生労働省）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二四号）の施行期日は令和二年六月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和四年四月一日とすることとした。

法律

法律第六十一号

行政書士法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和元年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

行政書士法の一部を改正する法律

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「寄与し、あわせて、」を「寄与するとともに」に改め、「利便」の下に「に資し、もつて国民の権利利益の実現」を加える。

第十三条の三中「組織的に」及び「共同して」を削る。

第十三条の八第一項中「共同して」を削る。

第十三条の十九第一項に次の一号を加える。

七　社員の欠亡

第十三条の十九第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条の四を第十三条の十九の五とし、第十三条の十九の三を第十三条の十九の四とし、第十三条の十九の二を第十三条の十九の三とし、第十三条の十九の次に次の一条を加える。

（行政書士法人の継続）

第十三条の十九の二　行政書士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人（第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意を得て、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続することができる。

第十三条の二十一第二項中「若しくは第六号又は第二項」を「から第七号まで」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（注意勧告）

第十七条の二　行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行する。

（行政書士法人の継続に関する経過措置）

2　この法律の施行の日前にこの法律による改正前の行政書士法第十三条の十九第二項の規定により解散した行政書士法人は、同日以後その清算が結了するまで（解散した後三年以内に限る。）の間に、その社員が当該行政書士法人を継続する旨を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届け出ることにより、当該行政書士法人を継続することができる。

総務大臣　高市　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三